

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	開発審査会運営事業			事業コード	1444
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	宅地開発係
課長名	山影 毅	担当者名	佐藤 武志	内線番号	7217
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	適正な土地利用計画の推進	コード	1
	基本事業	土地利用の管理・指導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 4 項 1 目 開発審査会関係事務（001-06）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度			開始年度 12 年度
根拠法令等 (H26)	都市計画法, 盛岡市開発審査会条例			

(2) 事務事業の概要

市長からの諮問に基づき, 開発, 建築が制限されている市街化調整区域における例外的な開発・建築許可について, 個別の状況を勘案しながら審査し, その可否について審議する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 12 年 11 月に特例市となったことから, 市街化調整区域における開発許可等が自治事務となり, 開発審査会の設置が必要となったため。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 18 年に都市計画法が改正され, 市街化調整区域での大規模開発の許可基準が廃止されて, 従来許可不要の取扱いとされてきた病院, 社会福祉施設, 学校等が開発許可の対象となった。(許可にあたっては開発審査会の議を経ることとなった。)

2 事務事業の実施状況 (Do)・・・・・・・・

(1) 対象（誰が, 何が対象か）

直接対象 開発審査会（委員）

間接対象 市街化調整区域における例外的な開発・建築行為の審査

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 開発審査会委員数	人	7	7	7	7	7
B 市街化調整区域	ha	39,304	39,304	39,304	39,306	39,306
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・ 審査会の開催を市民にホームページを使って案内した。
- ・ 市街化調整区域において建築・開発許可申請のあったもののうち、許可にあたり審査会の議を経ることが必要なものを取りまとめて、市長が審査会に諮問した。
- ・ 市長からの諮問に基づき審査会で審議した。
- ・ 審議結果について市長に答申をした。
- ・ 審議内容についてホームページ上で市民に公開（個人情報に係る部分は非公開）した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 年間開催数	回	6	6	6	6	5
B 年間審議件数	件	12	11	20	18	14
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ・ 市街化を抑制することとされている市街化調整区域における開発・建築の可否について、幅広い分野の委員に申請者個別の事情を勘案しながら審議をしていただく。
- ・ 審査会で可決した答申の案件は、市街化調整区域内での開発・建築が可能となる。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 年間許可件数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	件	12	11	20	18	14
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0	0
	⑤その他（開発行為許可申請手数料）	千円	308	308	317	394	231
	A 小計 ①～⑤	千円	308	308	317	394	231
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	60	60	60	60	60
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	240	240	240	240	240
計	トータルコスト A+B	千円	548	548	557	634	471
備考							

3 事務事業の評価（See）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

原則として開発行為や建築行為が制限されている市街化調整区域における当該許可について、個別の事情を勘案しつつ都市計画法は勿論のこと盛岡市総合計画や盛岡市都市計画マスタープラン等に整合するよう許可基準を定めている。

② 市の関与の妥当性

法定事務のため妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務のため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

平成 17 年 10 月施行の盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例を平成 21 年 4 月に一部改正し、審査件数の縮減を図っており、現在のところ成果の向上余地がない。

(3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

審査会の審査対象となる開発・建築許可については、審議を要しない当該許可と同様に手数料を徴収しており公平・公正である。

(4) 効率性評価

審査案件は、必要不可欠なものに限られており、事業費・人件費及び処理時間等の縮減は困難である。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（新）	施策（方針）	計画的な土地利用の推進	コード	16
	小施策（推進項目）	土地利用の管理・指導	コード	16-2

(2) 改革改善の方向性

従前どおり関係法令を遵守しながら、適正な土地利用が図られるよう事業運営を行っていく。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

適正な運営のため、関係法令の改正等動向について、定期的に例規整備情報を収集して確認する必要がある

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、市がこの事務事業を実施することは妥当である。

引き続き、関係法令や審査基準の遵守と開発審査会の適正な運営により、適正な土地利用が図られるよう、努めていく必要がある。